

感染症第 3239 号  
令和 4 年(2022 年)10 月 18 日

重点医療機関及び協力医療機関の設置者 様  
発熱者等診療・検査医療機関の設置者 様  
自宅療養者等の治療を実施した医療機関の設置者 様

北海道保健福祉部長

医療技術者応援事業に係る贈呈対象者について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解・御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、道では、令和 2 年度から医療従事者への感謝と本道の地域医療を支援することを目的に、多くの個人・企業・団体の皆様から寄附を募っているところですが、この度、コロナ対策に従事されている医療技術者の方々へ、寄附者の方々からの感謝の気持ちをお伝えするため、「医療技術者応援メッセージ付き道産品ギフト（以下「ギフト」という。）」を贈呈する事業を実施することとしました。

つきましては、対象者数等を把握したいので、大変お手数お掛けして申し訳ありませんが、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に 10 日以上従事した医療技術者の人数を令和 4 年(2022 年)11 月 4 日（金）までに北海道電子自治体共同システム（以下、「システム」という。）によりご報告下さいますようお願いいたします。

記

1 内容及び対象者

別紙 1 のとおり

2 報告方法

以下よりシステムへアクセスし、必要事項を入力の上、報告してください。

URL <https://www.harp.lg.jp/IjK1U9WT>

3 実施要綱

別紙 2 のとおり

4 留意事項

医療機関は、対象者名簿の提出にあたり、対象者（在職者・退職者）に個人情報の提供の同意を得ること。

感染症対策局感染症対策課交付金対策係

電話：011-206-0409

Mail: covid.koufukin@pref.hokkaido.lg.jp

## 医療技術者応援事業の対象者

贈呈対象者は次に該当する者とする。

令和2年7月1日から令和4年9月30日までの期間中、次のいずれかの医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に10日以上従事した医療技術者。

- (1) 重点医療機関若しくは協力医療機関（みなし重点医療機関は除きます。）
- (2) 発熱者等診療・検査医療機関
- (3) 自宅療養者等の治療を実施した医療機関

※「医療技術者応援メッセージ付き道産品ギフト」には限りがございますので、報告いただいた対象者全員にお贈りできないこともございますので、予めご了承ください。

※本事業の対象者は新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に従事した医療技術者に限ります。

（事務職員、相談・配膳・清掃・搬送・受付業務に従事した職員は含みません。）

※1日あたりの勤務時間は問いません。

※退職者を含めて構いません。

## 「医療技術者応援メッセージ付き道産品ギフト」

### 【ギフト冊子の送付について】

- ・道内各地の食品・授産品等が購入可能なギフト冊子を、対象者のご自宅又は、対象者が所属する病院に送付し、冊子を受け取った対象者がその中からギフトを選択し、業務受託者に専用はがきを返信し、申し込みいただくもの。

### 【ギフトの発送について】

- ・道内外の個人・企業・団体の皆様から寄せられた「エールを北の医療へ！」の寄附を財源に行う事業ですので、本事業によりギフト贈呈を受けられる対象者の方は、その権利を第三者に譲渡することはできません。（対象者が選択したギフトの発送先は、対象者本人のご自宅を原則とします。）

※参考 別添イメージ図のとおり